

平成30年第2回ニセコ町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月27日(火)午後1時30分から午後1時58分
- 2 開催場所 ニセコ町役場 議員控室
- 3 出席委員(13人)

会長	13番	荒木	隆志		
会長職務代理者	9番	松田	修身		
委員	1番	茶谷	久登	2番	大橋 敏範
	3番	大田	和広	4番	佐藤 寿恵
	5番	笹塚	成之	6番	芳賀 修一
	7番	平松	利幸	8番	大加瀬 真紀子
	10番	長井	修	11番	山崎 常雄
	12番	大野	智美		
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事日程
 - 第 1 議事録署名委員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 報告第1号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について
 - 第 5 議案第1号 下限面積の設定について
 - 第 6 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 7 追加議案第1号 農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	福村 一広	農地係長	山口 丈夫
------	-------	------	-------

7 会議の概要

会 長

皆さまご苦労様です。

例年よりも雪が多く、他町村で事故も発生しておりますので、十分お気をつけください。終了後には共済からの説明事項がありますので、よろしく願いします。それではさっそく始めたいと思います。

議 長

ただいまの出席委員は、13名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年、第2回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、11番 山崎常雄君、12番 大野智美君を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の福村局長と山口農地係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。平成30年第1回総会以降の会長及び代理の動静についての報告は特にございませぬ。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第1号の朗読】

平成25年に賃貸借を結んだ、解除条件付き賃貸借について、利用状況報告があり、適性に利用されておりますので、報告します。図面は4ページです。

議 長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

発言がないようですので、報告第1号を報告済とします。

日程第5、議案第1号「下限面積の設定について」の件を議題とします。
事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

先月の協議会でお話しておりますが、農地法では、農地の移動を行う場合の下限面積が定められており、2haの下限面積を町の実情により農業委員会が告示をすることで変更することが可能となっています。

平成30年度の下限面積につきましても、2ヘクタール未満の農業者が4割を超えていないことと、新規就農者は農業経営基盤強化促進法による利用集積計画により、下限面積以下でも利用権の設定が出来るため、対応できていることから変更しないこととするものです。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第1号「下限面積の設定について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「下限面積の設定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第6、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。

事務局より議題の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

本案については、利用権の新規設定が2件、再設定が3件、計5件です。
7ページをご覧ください。

番号1は、1月の第1回総会で報告しました農地保有合理化事業により、北海道農業公社へ所有権移転した農地を一時貸付するものです。期間は5年、賃貸借

料は売買代金の2%である238,700円です。図面は9ページです。

2番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定を行うものであり、期間5年間、10アール当り4,313円です。図面は10ページです。

3番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定を行うものであり、期間は5年間、10アール当り6,000円です。図面は11ページです。

4番は〇〇さんから〇〇さんへの賃貸借の再設定を行うものであり、期間は5年間、10アール当り8,000円です。図面は12ページです。

8ページをご覧ください。

5番は〇〇さんから〇〇さんへの新たな賃貸借を行うものであり、期間は5年間、10アール当り4,000円です。図面は13ページです。

以上の計画内容は14ページから18ページの調査書に記載のとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第7、追加議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案の朗読】

平成28年4月に農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の取り組むべき業務として位置づけられました。こ

の中で、(農業委員会は)農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるよう努めなければならないと規程されています。また、新たに創設された農地利用最適化交付金の事業実施にあたり、本指針の作成が要件となっていることから今回承認をお願いするものであります。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

これより追加議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。本案については、討論のないものと認め、省略いたします

これより、追加議案第1号「農業委員会法第7条第1項の規定による農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上をもって、平成30年、第2回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月27日

議 長 荒 木 隆 志 ㊟

署名委員11番 山 崎 常 雄 ㊟

署名委員12番 大 野 智 美 ㊟